

## 座間味村 再生エネルギー導入目標設定及び地球温暖化対策実行計画区域施策編成支援業務 仕様書

本仕様書は、座間味村(以下、「本村」という。)が行う「座間味村再生エネルギー導入目標設定及び地球温暖化対策実行計画区域施策編成支援業務(以下、「本業務」という。)」にかかる基本事項について定めるものである。

### 1. 業務名称

座間味村 再生エネルギー導入目標設定及び地球温暖化対策実行計画区域施策編成支援業務

### 2. 契約期間

契約締結の日から令和8年1月 20 日(火)まで

### 3. 業務目的

本業務は、2050 年脱炭素社会の実現を見据え、本村の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「座間味村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「実行計画」という。)を策定することで、本村、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

### 4. 業務内容

#### (1)計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

#### (2) 基本的事項の整理・検討

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理・検討する。その際、以下2項目は整理の上、整合をはかること。

##### ① 国等の政策動向の整理

近年の SDGs 等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数の課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050 年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

##### ② 上位・関連計画の整理

本村の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

#### (3)自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本村の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。

収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

- ・自然条件:地勢概要、気象、植生等
- ・経済的条件:事業所・就業者数の状況、各産業の動向等
- ・社会的条件:人口、土地利用、地域交通(公共交通を含む)、文化財・景観等

#### (4)地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

##### ①地域の温室効果ガス排出量の把握

地域の温室効果ガス排出量の現状について調査し、本村の地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野における排出量を推計する。

推計手法については、受託者の提案に基づき本村担当課と検討の上決定することとするが、本村の地域特性に合わせた推計手法を提案すること。

##### ②温室効果ガス排出量の将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年、2050年における温室効果ガスの排出量の推移を推計する。

その際は、原則複数パターンで推計するものとする。なお、必ず、「地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(算定手法編)」における「現状趨勢(BAU)ケース」を含む2つ以上のパターンを提案すること。

#### (5)本村の事務事業における温室効果ガス排出量の把握及び排出状況の分析

本村の事務事業の対象とする範囲の見直しを行うとともに、村が所有する施設におけるエネルギー使用量・種別等の実態調査を行う。各施設のエネルギー使用特性を把握し、温室効果ガス排出量を算定するとともに、その増減要因や特性について分析し、課題を整理する。

また、必要に応じて、過年度のエネルギー使用量等の収集を行う。

なお、継続的に排出量を算定できるよう、現行算定手法の見直しや新たなシステムの提案を行うこと。提案には、環境省の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)の利用や、新たなシステム・ツールの構築(入力用 Excel シート含む)も可とする。

※システム・ツールを構築する場合は、以下の要件に留意すること。

- ① 各施設担当で容易に入力できる調査票であること。
- ② 入力された調査票を用い、容易に排出量総量を算定できること。

#### (6)再生可能エネルギーポテンシャルの推計

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。賦存量と利用可能量は、再生可能エネルギーの種類ごとに整理する。

#### (7)アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

上記(4)から(6)の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法(WEB や SNS 等)を積極的に活用するなど、本村と受託者と協議を行い決定すること。

#### (8)地域特性・課題の分析

上記(2)から(7)の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

#### (9) 2050 年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

上記(2)から(8)の結果を踏まえ、2050 年のカーボンニュートラルという目標を達成した状態として、本村の将来像を描く。将来像は、カーボンニュートラルだけでなく地域課題の同時解決を図るよう、社会経済や脱炭素対策に関連する項目を定性的に描く。

#### (10) 温室効果ガス排出量削減目標の設定と、目標を踏まえた地域の再生可能エネルギー導入目標の策定

上記将来像を踏まえて、2030 年、2050 年における温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。また、その目標と、地域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

#### (11) 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。

#### (12) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

温室効果ガス排出量の削減に向けた施策をもとに、温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。なお、目標設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画で掲げられている目標値と遜色のない目標値を設定するとともに、実効性の高い目標とする。

#### (13) 計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

#### (14) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)計画書原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に則り、座間味村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)計画書原案及び計画書原案の概要版を作成する。

また、区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。

なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

#### (16) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

#### (17) 会議等開催支援

本事業の実施に向け、地域の関係者等と合意形成を行うための会議体を設置するにあたり、委員候補者の選定等の支援を行う事。

会議の開催(3回を想定)に当たり、受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、説明、議事録のとりまとめを行うこと。

#### (18) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

## 5. 成果品

本業務が完了した時は、成果品を以下のとおり作成すること。

- (1)業務報告書 1部
- (2)地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)本編
- (3)地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)概要版
- (4)その他、関連資料
- (5)上記(1)から(4)の電子データ(CD-R 等) 1式

※報告書及び計画書は、本村が編集可能な形式で作成すること。

※電子データは Word または Excel で編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、本村の了解を得るものとする。

## 6. 留意事項

- (1)個人情報の取り扱いについて

本業務の実施に伴い、個人情報を取り扱う場合は、座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年座間味村条例第 6 号）の規定を遵守しなければならない。

- (2)守秘義務について

本業務の内容及び業務の遂行上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らし、またはその他の目的で使用してはならない。業務完了後も同様とする。

- (3)著作権等の取扱い

本調査に関して作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の成果品及び中間成果物に関する権利はすべて本村に帰属するものとする。

## 7. その他

- (1)受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (2)受注者は、本業務の遂行において本村から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本村と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

- (3)本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本村と協議を行い決定すること。

- (4)本業務は、環境省補助事業である令和6年度(当初/補正予算)「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)(第1号事業の1)」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。